

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月16日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

北海道ドローン実装促進事業委託業務

### (2) 業務の目的

ドローンは様々な分野で活用が進み、制度の整備も進んでいるが、自治体における活用に関しては、担当する人材や情報・知識の不足から一部での活用にとどまっている。

そのため、自治体の関心の高い災害対応について、平時と災害時をまたぐ「フェイズフリー」な活用について実証を行い、その手法について周知するとともに、国との共催で行う「ドローンサミット」を開催するなど、道内自治体等による取組の促進と、ドローンに拓けた「ドローンフィールド北海道」としての可能性を全国に発信する。

### (3) 業務の内容

#### ア 災害時のドローン活用に関する調査・実証

災害時のドローン活用について、自治体や地域における実際の運用につなげるため、以下の項目を実施し、結果を市町村や民間事業者などによるドローンの導入を促すハンドブックとしてとりまとめること。

- (ア) 災害時のドローン活用について、被災状況の確認や物資運搬など、災害時に想定されるユースケースごとに、その概要や関連する制度や手続き、想定される担い手、ステークホルダーや民間企業との連携、効果的と思われる体制について整理すること
- (イ) 市町村や民間企業・関連団体、有識者等にヒアリングを行い、先行事例について整理するとともに、災害時のドローン活用に関する課題の抽出と解決策について検討・整理すること
- (ウ) 単に災害に備えるのではなく、ドローンを日常的に活用しながら災害時にも活用するといった平時・災害時の活用を一連として捉えた「フェイズフリー」なドローンの運用方法・組み合わせについて社会実装を見据えた複数案を検討し、課題とともに整理すること
- (エ) 道内で有望と見込まれる「フェイズフリー」なドローン活用について検討し、実際のユースケースを想定した飛行実証をマスコミや地域住民に公開のもと行うこと
- (オ) 上記で整理した内容について、市町村役場をはじめ地域での活用や担い手の育成に資する普及啓発の手法や企画を検討し、実施すること
- (カ) 上記の他、北海道の特性を踏まえ、道内自治体や地域におけるドローンの活用促進や社会受容性向上に資する効果的な取組について提案・実施すること

#### イ 道内のドローン利活用に関する動画の作成

ドローンに拓けた「ドローンフィールド北海道」を全国に発信するため、道内自治体や

民間企業・団体におけるドローンの活用や関連する取組について対外的にPRする動画を作成すること。

動画は1本5分以内とし、複数の動画に分けることも可とする。また、そのダイジェスト版として1分程度の動画も作成すること。

ウ ドローンに関する普及啓発（ドローンサミットの開催）

国と道が共催で行うドローンサミットに関し、企画、開催準備、当日の運営を行うこと。なお、企画内容については、委託決定後、道や国と受託事業者との協議のもと決定することとする。

＜ドローンサミット開催概要＞	
開催日時	令和6年10月1日～2日（9月30日準備日）
開催場所	札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1）
主催者	経済産業省、国土交通省、北海道
来場目標	延べ4,000人（市町村職員、教育機関関係者、民間企業・団体、一般）
開催目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローンを含む空モビリティに取り組む自治体の連携・ノウハウの強化、利用拡大・社会受容性向上へ向けた普及啓発</li> <li>北海道におけるドローンや空モビリティの可能性の発信</li> <li>道内における地域課題の解決や研究・実証等の促進</li> <li>寒冷地でのドローンのニーズ発信による技術開発やユースケースの構築</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ドローン等に関するフォーラム（特別会議場など）</li> <li>②ドローンやDXに関する展示会（大ホール）</li> <li>③ドローンのデモフライト（屋外展示場）</li> <li>④ドローンの活用に関するエクスカージョン（札幌市内・近郊）</li> </ul>
背 景	道では、ドローン関連イベントとして「北海道ドローンフォーラム 2022（R4.8）」や「北海道ミライづくりフォーラム（R5.11）」を開催してきたところであり、企画提案にあたってはこれらの他、兵庫県・長崎県で開催されたドローンサミットを踏まえた内容とすること。

(ア) 自治体におけるドローン及び次世代エアモビリティの活用促進・普及啓発につながるフォーラムのプログラムを企画・運営すること

【プログラム（想定）】

- ① 開会式：イベントの開始を祝う式典、主催者挨拶
- ② 政府の取組説明
- ③ 北海道の取組紹介、過去の実証事業の報告
- ④ 有識者による講演
- ⑤ 自治体や企業等によるパネルディスカッション

(イ) 札幌コンベンションセンター及び会場が必要となる設備について施設管理者から借り上げるとともに、イベント運営にあたっての施設管理者との各種調整を行うこと。また、それ以外に必要な設備や資材について、道と調整のもと手配すること

(ウ) 講演者の出演調整、当日のアテンド、旅費・謝金の支払い（源泉徴収含む）など、講演者に関する各種調整を行うこと

(エ) フォーラムについて、その様子を配信用に録画すること

(オ) 屋外展示場において、技術や製品、ユースケースの実演展示を行うドローンのデモフ

ライトを実施することとし、実施する企業との調整など企画・運営を行うこと

- (カ) エクスカーションとして、ドローンに関する視察プログラムを実施すること。なお、内容としては、北海道大学スマート農業教育研究センターを活用した農業用ドローンのフライトデモ、自動運転トラクターなどスマート農業の実演・講演を想定しているが、その他北海道らしいドローンの活用について検討すること
- (キ) 各種広告媒体や SNS 等を活用してイベントの効果的なプロモーションを行い、集客に努めること
- (ク) 来場者へのアンケートを実施し、それを基にイベントの効果を検証するとともに、ドローンの利活用促進や社会受容性の向上のために必要な事項について分析すること
- (ケ) 展示会の出展調整や会場設営、当日の運営など展示会にかかる業務については、NTT東日本北海道支社が行う予定であり、同社との役割分担のもと展示会の運営をサポートし、一体的なイベントとして開催すること
- (コ) ドローンサミットにあわせ、コンベンションセンター内の会議室等を活用し、道からの働きかけのもと様々な主体によるDXやスマート農業等のドローンに関連するテーマのイベントを併催する予定であり、ドローンサミットも含んだ「北海道ミライづくりフォーラム 2024」として統合して開催することとしている。それら併催イベントと連携し、円滑な運営に努めるとともに、集客など相乗効果をはかること
- (サ) 道が設置する企画検討委員会（仮称）の定例会へ参加し、関係機関との連携・協議を図ること。当面は月1～2回、開催日直近2ヶ月程度は月3～4回、各回1～2時間程度でオンサイト・オンライン併用での開催を想定している。
- (シ) ドローンサミットの企画やプログラムを進行・運営するため、事務局や講演者、協力企業等の関係者向けの運営マニュアルを作成すること。作成にあたっては、企画検討委員会等と協議の上、必要な内容を盛り込むこと。
- (ス) イベントの企画運営、準備にあたっては、主催者との綿密な連携を要することから、補助する人員も含め十分な体制を確保すること
- (セ) イベント開催期間中、以下の業務に対応する人員を配置すること。また、「北海道ミライづくりフォーラム 2024」の運営関係者とも密に連携を図り、円滑かつ臨機応変な運営対応を徹底すること。

- ① 運営本部を設置し、責任者のもと全体管理を行うこと
- ② 総合窓口スタッフを配置し、来場者や関係者の問い合わせに対応すること
- ③ 来場者の受付・誘導を行うこと
- ④ 作成した運営マニュアルに基づき、フォーラムの司会や進行、登壇者等の事前打ち合わせ、映像・音響、録画等を行うこと
- ⑤ 講演会場、デモフライト会場、エクスカーション会場等の運営に関わる担当者を配置し、円滑にイベントが進むよう努めること
- ⑥ 会場の安全管理、美化に努めること

- (ソ) その他、イベントの効果を高めるための工夫をし、道に示すこと。

## エ 実施計画書の作成

業務契約後、速やかに業務内容や業務スケジュール、実施体制等を記載した業務処理計画書を作成すること

なお、計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じて業務処理計画書を変更して提出すること

オ 定例打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本事業の担当者を参集した定例会を月1回以上開催し、業務の進捗状況の報告及び問題点の整理・改善提案等を行うこと。

また、定例会の内容については、受託者がその都度記録すること。

カ 成果物

本業務の実施結果について、次の成果物を加工可能な電子データでDVD-R等により委託者に提出すること

(ア) 災害時のドローン活用に関するハンドブック

(イ) 道内のドローン利活用に関する動画

(ウ) ドローンサミット開催報告書（開催概要のほかアンケートの分析含む）

(エ) 本業務で行った実証やドローンサミットの様子を撮影した動画や写真、実証データ一式

キ 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課  
所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）  
電話番号：011-204-5172（直通）

#### (2) 企画提案説明書の交付

- ア 期間 令和6年（2024年）4月16日（火）から令和6年5月30日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
- イ 場所 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課のホームページからダウンロードすることができる。  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssf/dtf/drone/2024project.html>)

#### (3) 参加表明書の提出

- ア 期限 令和6年（2024年）5月15日（水）午後5時必着
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

#### (4) 企画提案書の提出

- ア 期限 令和6年（2024年）5月30日（木）午後5時必着
- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

### 4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

### 6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

### 7 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による